

一般社団法人 日本作業療法士協会 生涯教育制度
Project「生涯教育システム開発」

養成校における臨床実習指導ポイント付与について

2020年6月1日 版

目次

1. 概要	1
2. 重要事項	1
3. 臨床実習とポイント数および付与対象者	1
4. 臨床実習指導ポイント付与の具体的運用	1
5. 注意事項	2
6. 臨床実習指導の証明書の発行について	3
7. 問い合わせ先	3
8. FAQ	3

教育部 生涯教育委員会



更新履歴

No	日付	版	変更内容等
1.	2020年6月1日	初版	

1. 概要

日本作業療法士協会では、2020年4月より生涯教育手帳による受講記録の管理を終了し、会員ポータルサイトを利用して、生涯教育受講記録を管理します。今後、研修の受講履歴等は、これまでの受講記録の処理やポイントシールの配布ではなくコンピューターシステムのデータベースで一元的に登録を行います。同様に、これまで臨床実習指導者に対し、養成校よりポイントシールを配布していましたが、電子化することといたしました。

運用については、本手引き、ならびに各種マニュアルを確認いただき、運用することとします。

2. 重要事項

○臨床実習指導者へのポイント付与の電子化の稼働

2020年6月より稼働する。

○養成校登録責任者

すでに会員管理、施設・養成校システムの運用におきまして、各養成校には養成校登録責任者が設定されています。養成校登録責任者の方は、養成校システムへのログインID、ならびにパスワードを確認いただき、臨床実習指導者へのポイント配布手続きを行うこととします。

なお、養成校登録責任者の変更が生じた場合には速やかに協会事務局まで連絡して下さい。

3. 臨床実習とポイント数および付与対象者

○臨床実習

養成校から臨床実習指導者へ依頼された臨床実習指導に付与されるポイント数

- 1) 臨床実習指導①(2～5週間程度の実習) …… 2ポイント
- 2) 臨床実習指導②(6～8週間程度の実習) …… 4ポイント

臨床実習の基本的な考え方は、一人の学生が上記の実習期間において、同一施設(関連施設を含む)一人の臨床実習指導者から指導を受けることです。2週間未満の見学実習等、複数回に分けて実施する見学等の実習で合計期間が2週間以上となってもこれには該当しません。

○ポイント付与対象者

臨床実習指導におけるポイント付与対象者は、主たる臨床実習指導者一人のみです。主たる臨床実習指導者とは、担当する学生の実習指導の責任者であり、実習成績表等に署名捺印する者です。いわゆる「ケース指導者」などは、ポイント付与の対象ではありません。

4. 臨床実習指導ポイント付与の具体的運用

1) 事前準備

(1) 事前の準備

- ①臨床実習の各期の終了までに、臨床実習指導者の一覧をエクセルファイルにて作成する。
 - ・臨床実習指導者のカタカナ氏名、日本作業療法士協会会員番号を確認しておく。
 - ・臨床実習指導者の一覧をエクセルファイルにて作成する。
 - ・1つの実習(1期間)に対し、1つのエクセルファイルとする。
 - ・エクセルファイルのファイル名は、次の通りとする。

例) 実習開始日 + 養成校名 : 20200401 ○○大学、など

- ・エクセルファイルには図のとおり、A2 から会員番号、カタカナ氏名(全角カタカナ)、実習期間の開始日と期間終了日、ポイント数を順に入力する。

	A	B	C	D	E	F
1	会員番号	氏名(全角カタカナ)	期間開始日(YYYY/MM/DD)	期間終了日(YYYY/MM/DD)	ポイント	
2	1234	ニホンタロウ	2020/4/6	2020/6/1	4	
3	2345	サギョウリョウコ	2020/4/6	2020/6/1	4	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

※ファイル作成の詳細は、手順書(「操作マニュアル」)を確認

- ②臨床実習指導者の中で、協会非会員が含まれている場合には、一覧から削除する。

- ③使用する機器

- ・PC: インターネット環境が使用可能なこと。Microsoft Excel が使用可能。
- ・インターネット環境について:

Microsoft Edge、Chrome、Safari、等を使用。Internet Explorer は不可。

(2) 臨床実習終了後

- ①実習終了後、実習期間および作成した臨床実習指導者の一覧と実際の指導者を確認する。

期間の確認も併せて行う。

- ②臨床実習指導者の交代、変更等、実習の中止などがあれば、一覧の修正を行う。

2) システムの操作

- (1) 施設養成校システムへのログイン

登録責任者の方が会員ポータルサイトにログインすると、施設情報担当者が表示されます。

※操作方法については、「施設養成校サイト手順書(操作マニュアル)」を参照。

- (2) 具体的操作

詳細は、「手順書(操作マニュアル)」を参照。

5. 注意事項

- 1) 臨床実習指導の履歴は、会員の個人情報に該当します。取り扱いには十分配慮をお願いします。

- 2) 臨床実習指導ポイントの付与は、実習終了後速やかに手続きを行ってください。

- 3) 申請には、指導者の会員番号と正確なカタカナ氏名が必要です。実習の依頼時等に確認してください。

4) 一人の指導者が、同じ実習期間中に指導できる学生数は 2 人までです。開始日から終了時の期間中すべてにおいて、3 人以上の重複が無いようシステムにてチェックが入ります(期間中、1 日でも重複するとエラーとなります)。すでに、2 人の実習指導のポイントが登録されている指導者へのポイント付与はできません。

5) 申請は、実習期間の年度内に申請してください。

6. 臨床実習指導の証明書の発行について

これまで、養成校より臨床実習指導者へ「臨床実習指導証明書」を発行していただいていたことが、今後はポイント付与の手続きと同時に各指導者の生涯教育の履歴へ自動的に反映させることとしております。つきましては、養成校より各指導者へ証明書を発行していただく必要はありません。ただし、自動的に履歴に反映されるのは、2020 年度以降の臨床実習からになります。2019 年度までの実習については反映されません。

また、今後、指導者の個人的な要請として、証明書発行の依頼があった場合には、養成校においてその都度、対応をご検討ください。

7. 問い合わせ

日本作業療法士協会 事務局 教育部担当

ot-syogaikyoku@jaot.or.jp

8. FAQ

Q1: 8 週間の臨床実習が 4 週目で終了となった場合にはポイント付与は半分の 2 ポイント付与できますか？

A1: 付与できます。途中で終了した場合、2 週から 5 週までは 2 ポイント付与できます。6 週以上での中止であれば 4 ポイント付与可能です。

Q2: 8 週間の実習において、1 人の学生に対して臨床実習指導者 1 人とケース指導者 2 人で指導を行なった場合に、ポイントを 3 人で分配することができますか？

A2: できません。ポイント付与は臨床実習指導者 1 人のみです。

Q3: 実習期間中に実習施設の都合で指導者が交代した場合、どのようにポイント付与すれば良いですか？

A3: 実習施設と相談し、指導者 1 人を決定し、ポイント付与の手続きを行なってください。